

11月は「犯罪被害者支援広報月間」

「犯罪被害者支援広報月間」とは

県民の皆さんに、犯罪被害者やご家族がおかれている状況や、それらを踏まえた被害者支援の必要性、警察等が行っている被害者支援に関する活動や各種施策を知っていただき、支援の輪を広げるとともに被害者支援活動への参加を促進することを目的としています。

○実施期間

令和6年11月1日（金）から11月30日（土）までの1か月間



○警察よる被害者支援

・犯罪被害給付制度

殺人事件等の故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族や重傷病若しくは身体に障害が残った被害者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給するもので、申請が必要となります。

・国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対し弔慰金を、障害が残った日本国民に対し見舞金を支給するもので、申請が必要となります。

・捜査情報の説明や経済的な支援制度

被害者連絡制度、再被害防止制度、初診料等公費支出制度があります。

・カウンセリング制度

犯罪被害が原因となって不安や悩みを抱える被害者等に対し、精神的被害の回復・軽減を図るため カウンセリングを行う制度です。

・性犯罪被害者相談短縮ダイヤル「#8103」（ハートさん）

栃木県内で「#8103」にかけると、警察本部の性犯罪相談電話(0120-363-339)に繋がります。

この相談電話では、

- ・被害の届け出を迷っている段階でも相談できます。
- ・性別・年齢にかかわらず相談できます。
- ・匿名でも相談でき、相談者の秘密は守られます。

となっております。

※詳しくは、警察本部県民広報相談課犯罪被害者支援室または、お近くの警察署へお問い合わせください。



栃木県警察県民広報相談課公式YouTubeチャンネル「とちぽりチャンネル」では、警察の情報や活動の動画を公開しています。

県民広報相談課
YouTube公式チャンネル

